

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

いわゆる義援金差押禁止法は、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや、義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、平成23年の東日本大震災の際、住宅ローンなどの債務を抱えていても義援金が被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立したものです。

また、平成28年の熊本地震や、本年の大阪北部地震、西日本豪雨の際にも、国会会期中に速やかに法律が成立し、同様の法的な枠組みがつけられました。

このように、これまでは、台風や地震など、災害発生のたびに個々の災害に対応した時限立法とされてきた経緯があります。しかし、近年、我が国で発生している自然災害の頻度を考えると、災害が発生するたびに立法措置をとるのではなく、国会が閉会している間に災害が発生しても常に対応が可能となるよう、恒久的な法律の制定が求められているところです。

よって、国会及び政府は、早急に義援金差押禁止法の恒久化を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月25日

枚方市議会議長 岡 林 薫

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

厚生労働大臣